

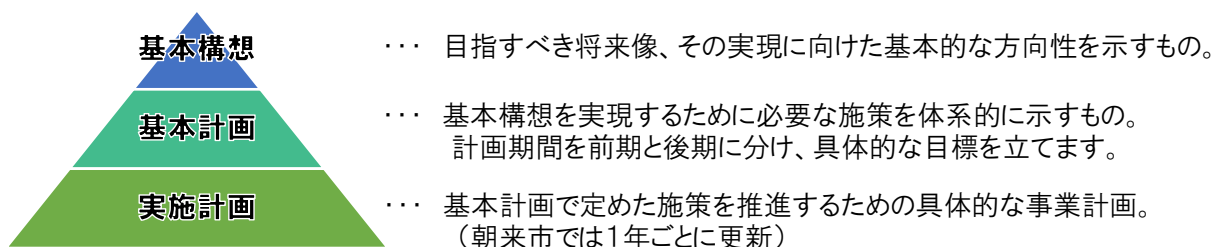
総合計画と策定スケジュール

朝来市では、朝来市自治基本条例第 18 条により、総合的かつ計画的な市政運営を図るため市の政策を定める最上位の計画として総合計画を策定しています。

- 第 1 次朝来市総合計画 平成 19 年度～平成 25 年度（7 年間）
- 第 2 次朝来市総合計画 平成 26 年度～令和 3 年度（8 年間）
- 第 3 次朝来市総合計画 令和 4 年度～11 年度（8 年間）

1 総合計画について

総合計画は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため市の政策を定める最上位の計画であり、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 層により構成されます。



○朝来市自治基本条例（抜粋）

（総合計画）

第 18 条 市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、市の政策を定める最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、目指すべき将来像を定める基本構想、基本構想を実現するために必要な施策を体系的に示す基本計画及び基本計画で定めた施策を推進するための具体的な事業計画を定める実施計画により構成するものとする。

3 総合計画の策定に当たっては、広く市民の参画を得るものとする。

4 市長は、地域自治協議会が策定した地域まちづくり計画について、総合計画に反映するよう努めるものとする。

5 市長は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。

6 総合計画は、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。

2 第3次朝来市総合計画策定スケジュール

年月	あさご 未来会議	総合計画 審議会	総合計画 策定会議	職員 プロジェクト	各課
令和2年 8月					
9月	基本構想に関する対話				
10月					
11月		基本構想及び施策体系に関する審議			
12月					
令和3年 1月			基本構想及び施策体系素案の決定	基本構想及び施策体系に係る協議	第2次ふりかえり
2月					
3月					基本計画素案作成
4月	基本計画に関する対話	基本計画に関する審議	基本計画素案の決定	あさご未来会議運営	基本計画素案修正
5月					
6月					
7月	パブリックコメントの実施				
8月	基本構想・基本計画案の策定				
9月	9月議会上程・審議				

※総合計画審議会 令和2年度3回（12/16、1/14、2/12）、令和3年度3回程度開催予定